

第5次男女共同参画行動計画 ウィザース・プラン 令和7年度施策体系別評価

【資料1】

基本目標	施策の方向性	主な取組	事業数	所管評価				進行管理(令和7年度)	No.	
				A評価	B評価	C評価	評価なし			
1. 男女共同参画社会の実現に向けた教育・啓発	(1)家庭・地域へ向けての取組	①男女共同参画センターを中心とした取組	1	1	0	0	0	オンラインの活用や、市民・庁内他課との協働・共催により、男女共同参画に関するテーマの講座等を実施した結果、講座の参加人数は延べ675人となり、目標の500人を達成することができた。防災総合訓練では、チラシ配布を通して、男女共同参画の視点からの防災について啓発を行うことができた。また、職員向けの研修では、避難所開設に必要な男女共同参画に関する視点について啓発できた。引き続き、関係課と連携し、効果的な啓発方法を検討していく必要がある。	1	
		②防災・減災への取組	2	1	1	0	0		2・3	
	(2)市職員への啓発や学校園等での学習	①市職員の意識醸成【重点取組】	4	4	0	0	0	男性職員への育児休業制度の説明、教職員向けに校務支援システムを活用した情報発信、及び、市管理職や教職員を対象とした働きやすい職場づくりの研修等、周知啓発を行う機会を多く持つことができた。引き続き、研修や啓発資料の配布を行いながら、働きやすい職場環境と気軽に相談できる体制づくりを行う。	4～7	
		②多様な選択を可能とする学校園等での学習機会の提供	2	2	0	0	0		8・9	
	小 計			9	8	1	0	0		
2. 安心して生活できる環境の整備	(1)生涯を通じた心身の健康づくりの促進	①年齢に応じた性教育の充実	2	2	0	0	0	性教育、健康づくりに関する講座を関係課間で連携して実施できた。庁内関係課や包括連携先企業と協働で健康づくりの意識向上のための周知を図ったが、より幅広い年齢層への啓発が課題である。引き続き効果的な周知方法を検討しながら実施していく。	10・11	
		②ライフステージに応じた健康づくり	3	3	0	0	0	悩み相談事業では、各課で相談者に寄り添った支援を行い、必要に応じて相談先の情報提供や連携を行った。必要な方へ情報が届くよう、相談事業の周知を市民及び関係課へ継続して行う。	12～14	
		③悩み相談事業	4	4	0	0	0		15～18	
	(2)あらゆる暴力の根絶 ※第3次芦屋市DV対策基本計画	①DV被害者支援	14	14	0	0	0	神戸女学院大学の学生と協力して作成したデートDV防止啓発パンフレットの配布や中学生への出張授業により、デートDV防止の啓発を行った。 DV被害者支援では、DV相談室と関係機関で連携し、DV被害者が安全で安心した生活を送れるよう、必要に応じた情報提供や支援を行った。庁内職員に対しては、DVについての理解を深められるよう関係機関を含む窓口職員を対象とした研修を実施した。引き続き、周知カードやシールを活用し、DV相談室や女性サポート相談室の認知度の向上に努める。	19～32	
		②DVと性暴力防止のための取組【重点取組】	2	2	0	0	0		33・34	
	小 計			25	25	0	0	0		
	3. 女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進 ※第3次芦屋市女性活躍推進計画	(1)女性へのエンパワメント推進	①女性が望む活躍への支援	2	2	0	0	0	女性のための起業支援や、男性の家事・育児への関わりを増やすための講座等、幅広いテーマで女性活躍推進事業を実施し、女性が望む活躍への支援を行った。 令和7年4月1日における市附属機関等における女性委員割合は40.8%で、昨年度の39.5%から増加し、令和9年度目標に達した。引き続き、庁内の電子掲示板等で繰り返し女性委員の積極的な登用について周知するとともに、達成できていない部署には、個別に見直しを図るよう求める。	35・36
			②性別役割の偏り解消のための取組	3	3	0	0	0		37～39
(2)ワーク・ライフ・バランス実現のための支援		①子育て・介護等の支援	6	6	0	0	0	子育てアプリを活用するなどして、対象世帯に有益な情報提供をすることができた。高齢者の支援については、各地域の高齢者総合相談窓口で、本人や家族の支援を行った。 男性の家庭生活での活躍推進のための講座・事業も実施し、参加者からは好評で、事業に参加する父親同士の交流も継続的に促すことができた。	40～45	
		②男性の家庭生活での活躍推進【重点取組】	1	1	0	0	0	働き方改革の推進では、職員向けの業務改善やハラスメントに関する研修のほか、商工会や兵庫県、地域経済振興課等と共催にてワーク・ライフ・バランスの促進啓発に取り組んだ。	46	
		③働き方改革の推進	5	4	1	0	0		47～51	
小 計			17	16	1	0	0			
合 計			51	49	2	0	0			

【評価基準】
A評価(A)・・・目標を達成できたもの
B評価(B)・・・目標は達成していないが、目標に対して進捗があったもの又は事業等を実施したもの
C評価(C)・・・目標を達成しておらず、目標に対して進捗がみられないもの又は事業等を実施しなかったもの
評価なし(－)・・・事業等を実施する必要がなかったものなどA～Cに該当しないもの

基本目標 1	施策の方向性 (1)	主な取組	No.	令和 7 年度				評価	令和 8 年度				評価	所管課
				【事業実施目標】	予算 (千円)	【取組実績・評価理由】	決算 (千円)		【事業実施目標】	予算 (千円)	【取組実績・評価理由】	決算 (千円)		
男女共同参画 社会の実現に 向けた 教育・啓発	家庭・地域へ 向けての取組	①男女共同参画 センターを中心 とした取組	1	市民・関係団体や包括連携協定先、庁内各課と連携し、固定的な性別役割の偏りの解消やジェンダー平等推進を目的とする講座・事業を実施する。	1,064	幅広く男女共同参画に関わるテーマの講座・事業を、22企画実施した。うち8事業は、市民・関係団体や包括連携協定先、庁内各課と協働・共催により実施できた。またセンター通信を年4回発行し、そのうち1回を市内の中学生を対象に、男女共同参画に関するテーマで取材・撮影した。また、市内の高校や成人式で配布することで若年層にも周知できた。	657	A	市民・関係団体や包括連携協定先、庁内各課と連携し、固定的な性別役割の偏りの解消やジェンダー平等推進を目的とする講座・事業を実施する。	1,086				人権・男女共生課 (男女共生係)
		②防災・減災への 取組	2	地域の防災訓練等で、男女共同参画の視点を取り入れ、平時から災害に備える必要性や、災害発生時の影響について紹介し、男女共同参画意識の向上を図る。	—	地域防災訓練等が40回実施され、延べ1,863人参加者に対して、意識啓発を実施した。	—	B	地域の防災訓練等において、男女共同参画の視点を取り入れ、平時からの備えの重要性や災害発生時の影響について情報提供や支援を行い、男女共同参画意識の向上を図る。	—				防災安全課
			3	男女共同参画の視点に基づく防災意識の醸成を目的として、市民向けに講座を1回以上、職員向けに啓発を1回以上実施する。	77	市民対象のババ向け料理講座を実施し、4人の参加があった。講座内で男女共同参画の視点による防災についてのプチ講座を行った。加えて、防災総合訓練において家族で災害について考えるチラシを併せて配布した。また、職員向けの「ぼうさいのいろは研修」において、避難所開設に必要な男女共同参画に関する視点等について説明を行った。	65	A	男女共同参画の視点に基づく防災意識の醸成を目的として、市民向けに講座を1回以上、職員向けに啓発を1回以上実施する。	77				人権・男女共生課 (男女共生係)

基本目標1	施策の方向性 (2)	主な取組	No.	令和7年度				評価	令和8年度				評価	所管課
				【事業実施目標】	予算 (千円)	【取組実績・評価理由】	決算 (千円)		【事業実施目標】	予算 (千円)	【取組実績・評価理由】	決算 (千円)		
男女共同参画 社会の実現に 向けた 教育・啓発	市職員への 啓発や 学校園等での 学習	【重点取組】 ①市職員の 意識醸成	4	子育てやワーク・ライフ・バランス、男女共同参画の推進に向けた意識改革を図り、子育てしやすい職場環境・サポート体制の実現を目指す。	—	パートナーが妊娠をした男性職員を対象に、育休の制度説明を実施し、男性の育休取得を促進した。	—	A	子育てやワーク・ライフ・バランス、男女共同参画の推進に向けた意識改革を図り、子育てしやすい職場環境・サポート体制の実現を目指す。	—				人事課
			5	研修の実施や芦屋市男女共同参画センター通信「ウィザス」を学校園に配信することで、教職員に対する男女共同参画の啓発を行い、働きやすい職場環境づくりを行う。また、ハラスメントを受けた教職員が気軽に相談できる体制づくりを行う。	—	学校園の校務支援システムの掲示板機能を利用して、芦屋市男女共同参画センター通信「ウィザス」を配信することで、教職員に対する男女共同参画の啓発を行った。初任者研修や臨時講師採用予定研修会等の教職員の各種研修の中でハラスメントに関する内容を含んだ研修を開催し、286人が参加した。	—	A	研修の実施や芦屋市男女共同参画センター通信「ウィザス」を学校園に配信することで、教職員に対する男女共同参画の啓発を行い、働きやすい職場環境づくりを行う。また、ハラスメントを受けた教職員が気軽に相談できる体制づくりを行う。	—				教職員課
			6	・市初任研修会においてハラスメント防止やワーク・ライフ・バランスの重要性について触れる機会を設ける。 ・教職員課とも連携しながら教職員を対象にハラスメント防止やワーク・ライフ・バランスの重要性について学ぶ機会を設ける。 ・市主催等の男女共同参画に関する講演会があれば各学校園に周知し、参加を呼びかける。	50	・市初任研修会において、ハラスメント防止やワーク・ライフ・バランスについて学ぶ研修機会を設けた。 ・市内校長会等において、各校での業務改善について学ぶ研修機会を設けた。	0	A	・市初任研修会においてハラスメント防止やワーク・ライフ・バランスの重要性について触れる機会を設ける。 ・教職員課とも連携しながら教職員を対象にハラスメント防止やワーク・ライフ・バランスの重要性について学ぶ機会を設ける。	50				打出教育文化センター
			7	市の管理職を対象に、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働きやすい職場環境づくりや、職員の育児・介護等に関する休暇取得の推進などを進めていく上で有効なスキルシェアについて学べる研修を人事課と共催で実施する。また、様々な機会を捉えて、庁内の電子掲示板等で男女共同参画への理解を深めるための周知を行う。	—	市の管理職を対象に、人事課と共催でワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働きやすい職場環境づくりや、職員の育児・介護等に関する休暇取得の推進などを進めていく上で有効なスキルシェアについて学べる研修（22人参加）のほか、新任職員研修（後期；36人参加）の実施により、男女共同参画社会の実現に向けた意識醸成に努めた。また、様々な機会を捉えて、庁内の電子掲示板等で男女共同参画への理解を深めるための周知を行った。	25	A	市職員を対象に、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働きやすい職場環境づくりや、職員の育児・介護等に関する休暇取得の推進などを目的とした研修を人事課と共催で実施する。また、様々な機会を捉えて、庁内の電子掲示板等で男女共同参画への理解を深めるための周知を行う。	—				人権・男女共生課 (男女共生係)
		②多様な選択を 可能とする 学校園等での 学習機会の 提供	8	芦屋市立小中学校で、家庭科や社会科、特別の教科道徳、総合的な学習の時間等の授業で男女共同参画社会に関する学習を進め、教育活動全体で学びを生かすことができるようにする。	—	芦屋市立小中学校で、家庭科や社会科、特別の教科道徳、総合的な学習の時間等の授業で男女共同参画社会に関する学習を進め、教育活動全体で学びを生かすことができるようにした。全8小学校、全3中学校にて実施した。	—	A	芦屋市立小中学校で、家庭科や社会科、特別の教科道徳、総合的な学習の時間等の授業で男女共同参画社会に関する学習を進め、教育活動全体で学びを生かすことができるようにする。	—				学校支援課
			9	新中学1年生や成人式で男女共同参画推進条例の啓発パンフレットを配布するほか、デートDV防止出張授業を市内中学校で実施できるよう、各中学校と調整に努める。	57	新中学校1年生、成人式で男女共同参画推進条例の啓発パンフレットを配布した。またデートDV予防・啓発事業等の実施についての案内を行い、市内2中学校で中学3年生を対象に出張授業を行った。(425人参加)	118	A	新中学1年生や成人式で男女共同参画推進条例の啓発パンフレットを配布するほか、デートDV防止出張授業を市内中学校で実施できるよう、各中学校と調整に努める。	165				人権・男女共生課 (男女共生係)

基本目標 2	施策の方向性 (1)	主な取組	No.	令和 7 年度				評価	令和 8 年度				評価	所管課
				【事業実施目標】	予算 (千円)	【取組実績・評価理由】	決算 (千円)		【事業実施目標】	予算 (千円)	【取組実績・評価理由】	決算 (千円)		
安心して生活できる環境の整備	生涯を通じた心身の健康づくりの促進	①年齢に応じた性教育の充実	10	地域の助産師の方をゲストティーチャーとして招聘して「命の授業」の講座を実施し、児童生徒が命の大切さについて考え、性に関する正しい知識を学ぶ機会となるよう取り組む。	－	保健体育科や理科で思春期における心身の発達や体のつくりについて学習するとともに、芦屋市助産師会や地域の助産師により、「ヒトのたんじょう」などの講座を開催して、生命の尊厳について学習をした。また、プライベートゾーン、性とう向き合うかななどについても学習を行った。	－	A	地域の助産師の方をゲストティーチャーとして招聘して「命の授業」の講座を実施し、児童生徒が命の大切さについて考え、性に関する正しい知識を学ぶ機会となるよう取り組む。	－				学校支援課
			11	昨年度の取組を継続しつつ、若年時より正しい性教育を行うことの重要性についての理解を深めるため、こどものいる保護者を対象に講座を実施する。	－	「幼児期から始めよう！親子で学ぶ性教育講座」を実施し、35人の参加があった。	26	A	昨年度の取組を継続しつつ、若年時より正しい性教育を行うことの重要性についての理解を深めるため、こどものいる保護者を対象に講座を実施する。	－				人権・男女共生課 (男女共生係)
		②ライフステージに応じた健康づくり	12	40歳以上の市民に、健康診査やがん検診等の記録を記入することが出来る健康手帳を交付し、生活習慣病予防のための健診やがん検診を推進することで、生涯にわたる健康づくりに取り組む。	128,746	【取組実績】 特定健康診査(個別健診・集団健診年31回) 4,859人 健康チェック年34回338人 骨粗しょう症検診 年12回 335人 胃がん検診 869人 肺がん検診 9148人 大腸がん検診 7253人 子宮頸がん検診 1975人 乳がん検診 1258人 前立腺がん検診 2140人 肝がん検診・肝炎ウイルス検診 719人 【評価理由】 市民が健診・がん検診を適切に受診できるよう、受診機会を設け、実施した。	109,324	A	40歳以上の市民に、健康診査やがん検診等の記録を記入することが出来る健康手帳を交付し、生活習慣病予防のための健診やがん検診を推進することで、生涯にわたる健康づくりに取り組む。	126,456				こども家庭・保健センター
			13	老若男女を問わず、ライフステージに応じた様々な事業を展開して市民の健康づくりを支援していく。	761	男女を問わず、こどもを対象としたイベントから高齢者を対象とした出前講座まで様々なイベントを実施した。ニュースポーツの体験やラジオ体操講習会など楽しみながらライフステージに応じた健康づくりを行った。 ・しょうがい者とのスポーツ交流ひろば 42人 ・芦屋市生涯学習出前講座 97人 ・市民向けラジオ体操 講習会 16人 ・少年少女カマー体験教室開催 13人 ・官学連携事業・春のファミリースポーツ教室 70人	324	A	老若男女を問わず、ライフステージに応じた様々な事業を展開して市民の健康づくりを支援していく。	761				スポーツ推進課
			14	市民向けに、年齢とともに変化する女性の身体への正しい知識の習得と理解促進、女性特有の病気への予防啓発、健康増進を目的とした講座を、庁内関係課と連携して1回以上実施する。	－	こども家庭・保健センターと共催で、包括連携協定先の企業と、保健師を講師に招いて乳がん予防、男女の更年期に関する女性の健康セミナーを実施し、15人の参加があった。乳がん予防、男女の更年期に関する正しい知識を深めることのできる充実した内容であった。	3	A	市民向けに、年齢とともに変化する女性の身体への正しい知識の習得と理解促進、女性特有の病気への予防啓発、健康増進を目的とした講座を、庁内関係課と連携して1回以上実施する。	－				人権・男女共生課 (男女共生係)

基本目標2	施策の方向性 (1)	主な取組	No.	令和7年度				評価	令和8年度				評価	所管課
				【事業実施目標】	予算 (千円)	【取組実績・評価理由】	決算 (千円)		【事業実施目標】	予算 (千円)	【取組実績・評価理由】	決算 (千円)		
安心して生活できる環境の整備	生涯を通じた心身の健康づくりの促進	③悩み相談事業	15	相談者の抱える悩みや問題を解決する一助となるよう、法律相談、家事相談、こころの整理相談などを継続的に実施する。	2,565	相談者が抱える悩みや問題解決の一助となるよう、下記無料相談を継続的に実施した。 ・弁護士による法律相談(毎週木曜) 347件 ・司法書士による法律相談(毎週金曜) 190件 ・家事相談(第2・第4水曜) 42件 ・こころの整理相談…(第1水曜) 31件	2,551	A	相談者の抱える悩みや問題を解決する一助となるよう、法律相談、家事相談、こころの整理相談などを継続的に実施する。	2,525				市民参画・協働推進課(市民相談係)
			16	総合相談窓口や、民生委員・児童委員が実施している心配ごと相談において、生活上の困りごとに関する相談を受け付け、相談内容に応じて、関係機関や各種相談支援事業へつなぎ、本人に寄り添った支援を行う。	22,855	総合相談窓口や、民生委員・児童委員が実施している心配ごと相談において、生活上の困りごとに関する相談を受け付け、相談内容に応じて、関係機関や各種相談支援事業へつなぎ、本人に寄り添った支援を行った。	22,855	A	総合相談窓口や、民生委員・児童委員が実施している心配ごと相談において、生活上の困りごとに関する相談を受け付け、相談内容に応じて、関係機関や各種相談支援事業へつなぎ、本人に寄り添った支援を行う。	22,855				地域福祉課
			17	こども・子育て支援法と児童福祉法に基づき、継続して伴走型相談支援を実施し、妊婦支援給付金の支給を実施する。全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの総合的な支援拠点として、個別に専門職が寄り添い支援を行いながら、事業を通して切れ目のない支援を継続していく。	60,709	妊娠出産子育て支援事業として、伴走型相談支援を母子健康手帳交付時に保健師・看護師が個別面談を実施した。また、乳児家庭全戸訪問事業や新生児訪問を行いながら経済的支援を実施した。 妊婦支援給付金(1回目):507人 妊婦支援給付金(2回目):401人 妊娠出産応援ギフト支給者:1人 子育て応援ギフト支給者:81人	59,764	A	こども・子育て支援法と児童福祉法に基づき、継続して伴走型相談支援を実施し、妊婦支援給付金の支給を実施。個別に専門職が寄り添い支援を行いながら、事業を通して切れ目のない支援を継続していく。	60,463				こども家庭・保健センター
			18	「女性の悩み相談(心の悩み・家事)」、「女性のための法律相談」を継続的に実施するとともに、必要な方へ情報が届くよう市民及び庁内各課へ相談事業の周知を行う。	1,285	各種相談事業を継続的に実施した。また広報、ホームページ等での定期的な周知の他、男女共同参画週間、国際女性デー等の機会を捉え、市民、職員向けに相談事業の周知を行った。	1,248	A	「女性の悩み相談(心の悩み・家事)」、「女性のための法律相談」を継続的に実施するとともに、必要な方へ情報が届くよう市民及び庁内各課へ相談事業の周知を行う。	1,288				人権・男女共生課(男女共生係)

基本目標 2	施策の方向性 (2)	主な取組	No.	令和 7 年度				評価	令和 8 年度				評価	所管課
				【事業実施目標】	予算 (千円)	【取組実績・評価理由】	決算 (千円)		【事業実施目標】	予算 (千円)	【取組実績・評価理由】	決算 (千円)		
安心して生活できる環境の整備	【第 3 次配偶者等からの暴力対策基本計画】 あらゆる暴力の根絶	① D V 被害者支援	19	DV被害者の抱える悩みや問題を解決する一助となるよう、法律相談、家事相談、こころの整理相談などを継続的に実施する。	2,565	相談者が抱える悩みや問題解決の一助となるよう、下記無料相談を継続的に実施した。 ・弁護士による法律相談(毎週木曜)347件 ・司法書士による法律相談（毎週金曜）190件 ・家事相談（第2・第4水曜）42件 ・こころの整理相談…（第1水曜）31件	2,551	A	相談者の抱える悩みや問題を解決する一助となるよう、法律相談、家事相談、こころの整理相談などを継続的に実施する。	2,525				市民参画・協働推進課 （市民相談係）
			20	相談者及び支援対象者の情報を厳格に管理し、取り扱うとともに、相談者等の心情を理解するよう努め、安心して生活していただけるよう寄り添った対応を行う。 関係機関との情報共有を図ることで、適切な支援体制を維持する。	－	支援措置の相談の際、相談者の情報を取りこぼさないよう、必ず複数人で対応するとともに、得られた情報を適切に管理し、運用することができた。 関係機関とできる限り情報共有をし、相談者及び支援対象者が安心して生活できるよう支援に努めた。	－	A	相談者及び支援対象者の情報を厳格に管理し、取り扱うとともに、相談者等の心情を理解するよう努め、安心して生活していただけるよう寄り添った対応を行う。 関係機関との情報共有を図ることで、適切な支援体制を維持する。	－				市民課
			21	保険課でDV被害者を発見した場合、DV相談室の案内や相談を希望する方はDV相談室につなげる。 DV被害者の情報管理を徹底する。	－	相談を希望するDV被害者について、DV相談室と連携し、相談につなげた。 DV被害者の情報について、住民基本台帳事務における支援措置情報等を共有するなど、情報管理を行った。	－	A	保険課でDV被害者を発見した場合、DV相談室の案内や相談を希望する方はDV相談室につなげる。 DV被害者の情報管理を徹底する。	－				保険課
			22	総合相談窓口等において相談内容に留意し、DVの早期発見に努めるとともに、DVに関する相談を受けた場合には、関係機関と連携の上、支援を行う。	14,500	総合相談窓口等において相談内容に留意し、DVの早期発見に努めるとともに、DVに関する相談を受けた場合には、関係機関と連携の上、支援を行った。	14,500	A	総合相談窓口等において相談内容に留意し、DVの早期発見に努めるとともに、DVに関する相談を受けた場合には、関係機関と連携の上、支援を行う。	14,500				地域福祉課
			23	DV被害者に対し、関係部署（機関）と連携しながら生活の安全と安定を図り、ケースに応じた自立を支援する。	－	7年度にDV被害が原因で生活保護対応となったケースは4件。（転居2件、事態の収束による自立1件、支援中1件） 関係機関と連携しながら世帯状況に応じた転居や生活環境整備等の支援を実施したことにより、DV被害者に安全で安心な生活環境を整え、自立を支援することができた。	－	A	DV被害者及びDVが疑われる相談者に対し、関係部署（機関）と連携しながら生活の安全と安定を図り、ケースに応じた自立を支援する。	－				生活支援課
			24	対象と思われる事案が発生した場合、関係機関との連携及び情報提供を行い、障がいのあるDV被害者への支援を図る。	－	対象と思われる事案が発生した場合、関係機関との連携及び情報提供を行い、障がいのあるDV被害者への支援を図った。 対応実績：26件（対象者13名） 内容： ・障がい者虐待で通報を受け、配慮や関係機関との連携を行いながら、障がい福祉サービスの認定・支給決定を進めた事案 ・本人や支援者からDVにより避難しているといった事実を聞き取り、制度申請等で必要な配慮を行った事案 など	－	A	対象と思われる事案が発生した場合、関係機関との連携及び情報提供を行い、障がいのあるDV被害者への支援を図る。	－				障がい福祉課
			25	虐待事案への対応について迅速に随時関係機関と会議を開催することで共有し、被虐待者及び養護者等のニーズを把握した上で相談対応等を行う。	8,021	虐待事案の対応において、関係機関と迅速に会議を開催し、被虐待者及び養護者等のニーズを把握した上で適切な支援を行った。 【R7通報受理件数】97件	7,622	A	虐待事案への対応について迅速に随時関係機関と会議を開催することで共有し、被虐待者及び養護者等のニーズを把握した上で相談対応等を行う。	16,748				高齢介護課
26	配偶者暴力相談支援センター等、関係機関と連携を行いながら、母子生活支援施設等に関する情報収集に努め、必要に応じて情報提供・入所支援を行う。	3,600	関係機関から連携した D V 案件について、母子と面談のうえ、母子生活支援施設に関する情報提供と入所支援を行った。	4,071	A	配偶者暴力相談支援センター等、関係機関と連携を行いながら、母子生活支援施設等に関する情報収集に努め、必要に応じて情報提供・入所支援を行う。	7,200				こども政策課			

基本目標 2	施策の方向性 (2)	主な取組	No.	令和 7 年度				評価	令和 8 年度				評価	所管課
				【事業実施目標】	予算 (千円)	【取組実績・評価理由】	決算 (千円)		【事業実施目標】	予算 (千円)	【取組実績・評価理由】	決算 (千円)		
安心して生活できる環境の整備	【第 3 次配偶者等からの暴力対策基本計画】 あらゆる暴力の根絶	① D V 被害者支援	27	新規の相談件数は増加しており、継続した相談や関係機関との調整などの相談を今後も継続していく。	28,923	新規の相談件数は減少となった。DV被害が見込まれる場合はDV相談室と連携しながら対応するなど関係機関との連携を適切に行うことができた。	24,677	A	関係機関と密に連携し、相談者に対する適切な支援を提供する。	26,722				こども家庭・保健センター
			28	DV被害者に対しても伝わるような広報紙やホームページ等を利用した公営住宅等の入居に関する情報提供を行う。	—	DV被害者に対しても伝わるよう、入居資格にDV被害者を明記する等、広報紙やホームページ等を利用した公営住宅等の入居に関する情報提供を行った。	—	A	DV被害者に対しても伝わるような広報紙やホームページ等を利用した公営住宅等の入居に関する情報提供を行う。	—				建築住宅課
			29	DVにより避難してきた家庭や、DV被害がある家庭の児童・生徒が安全に就学できるように関係機関と情報共有を行い、連携する。	—	DV相談室及び、従前市の教育委員会等と連携し、本来転校の際学校間でやり取りをする書類の発送を、教育委員会間で行い、該当家庭と従前市との接触を最小限とすることで児童・生徒が安全に就学できるよう連携した。	—	A	DVにより避難してきたり、DV被害がある家庭の児童・生徒が安全に就学できるように関係機関と情報共有を行い、連携する。	—				管理課
			30	普段から幼児・児童・生徒の状況を注意深く見守り、児童生徒、保護者との関係をつくる。また、何か異常があれば迅速に関係機関と連携して事業の対応や心のケアを行う。	—	普段から幼児・児童・生徒の状況を注意深く多くの目で見守り、何か異常があれば迅速に関係機関と連携して対応や心のケアに取り組んだ。	—	A	普段から幼児・児童・生徒の状況を注意深く見守り、児童生徒、保護者との関係をつくる。また、何か異常があれば迅速に関係機関と連携して事業の対応や心のケアを行う。	—				学校支援課
			31	早期発見と、次につなげる支援ができるよう、院内の周知を継続する。（市立芦屋病院虐待対応マニュアルの周知）。面談対応できる職員を育成する。	—	相談対応した内容に関して、DV相談室へ報告した。本人以外からの電話連絡時に対応できないことを伝え、院内で情報共有できる体制とした。	—	A	早期発見と次に繋がる支援ができるよう院内の周知を継続する。（市立芦屋病院虐待対応マニュアルの周知）面談対応できる職員を育成する。	—				市立芦屋病院 地域連携室
			32	広報あしやや市ホームページ、市公式LINEのほか、市民課前ディスプレイ、啓発カード・シールなど、様々な広報手段により、市民及び関係機関に広くDV相談室・女性サポート相談室の周知を図る。また関係機関と適時適切なタイミングで連携を図りながら、被害者の意思に寄り添った情報提供及び支援を行う。	10,129	令和6年8月に専用電話を開設した「芦屋市女性サポート相談室」は、困難な問題を抱える女性だけでなくDV被害者にとっても、より相談しやすく、支援につなげることができている。毎月、広報あしやや市民課前のディスプレイにはDV相談室・女性サポート相談室を周知する情報を掲載したほか、公共施設や商業施設には周知用シールの貼付やカードの配架を行った。相談者には関係機関と連携しながら、必要に応じた情報提供や気持ちに寄り添った支援に努めた。	10,216	A	広報あしやや市ホームページ、市公式LINEのほか、市民課前ディスプレイ、啓発カード・シールなど、様々な広報手段により、市民及び関係機関に広くDV相談室・女性サポート相談室の周知を図る。また関係機関と適時適切なタイミングで連携を図りながら、被害者の意思に寄り添った情報提供及び支援を行う。	10,375				D V 相談室
		② D V と性暴力防止のための取組	33	各教科・授業等の中でDVについて取り扱う。普段からの状況を注意深く見守り、児童生徒、保護者との関係をつくる。また、些細な変化にも気付いて早期対応できるようにする。	—	中学校でデートDVに関する授業を実施し、DVの実態、防止策について学習した。また、普段からの状況を注意深く見守り、早期対応できるように取り組んだ。	—	A	各教科・授業等の中でDVについて取り扱う。普段からの状況を注意深く見守り、児童生徒、保護者との関係をつくる。また、些細な変化にも気付いて早期対応できるようにする。	—				学校支援課
			34	DV被害者や困難な問題を抱える女性を支援するDV相談室・女性サポート相談室につながる、つないでもらうため、またDVへの理解を深められる啓発事業、職員研修を実施する。「女性に対する暴力をなくす」運動期間には若年層向けに啓発資料を配布するほか、デートDV防止出張授業を実施するなどの取組を行う。	224	成人式参加者(675人)にデートDV防止啓発パンフレット(神戸女学院大学の学生と作成したもの)を配布した。市内にある高校3年生(1,036人)には「女性に対する暴力をなくす」運動期間に合わせ、デートDV防止パンフレットのほか、内閣府作成のDV・性暴力防止チラシを配布、また市内2中学校の3年生(425人)を対象として、性暴力防止の内容を含むデートDV防止啓発の出張授業を行った。(デートDV防止パンフレットも配布)市内職員に対しては、新任職員研修(36人)や、関係機関を含む職員を対象としたDV被害者支援ネットワーク会議専門部会(34人)の実施を通じて、DVについての理解を深めるための周知・啓発を実施した。	154	A	DV被害者や困難な問題を抱える女性を支援するDV相談室・女性サポート相談室につながる、つないでもらうための取組や、DVについての理解を深められる啓発事業、研修を実施する。「女性に対する暴力をなくす」運動期間には若年層に啓発資料を配布するほか、デートDV防止出張授業を実施するなどの取組を行う。	231				人権・男女共生課 (男女共生係) D V 相談室

基本目標 3	施策の方向性 （１）	主な取組	No.	令和 7 年度				評価	令和 8 年度				評価	所管課
				【事業実施目標】	予算 (千円)	【取組実績・評価理由】	決算 (千円)		【事業実施目標】	予算 (千円)	【取組実績・評価理由】	決算 (千円)		
女性の活躍と ワーク・ライフ・ バランスの推進	女性への エンバウメント推進	①女性が望む 活躍への支援	35	芦屋市商工会にて創業塾を開催し、起業を目指す方々の支援を行う。また、芦屋市商工会館コワーキングスペースでのイベント等を含めた事業運営委託を行い、コワーキング会員同士の交流を促す。	2,700	①創業塾の実績 ・ 6月～7月開催 参加者数28名（うち女性 16名） ・ 1月～2月開催 参加者数34名（うち女性 25名） 女性の参加者数が半数以上となっており、性別を問わず応募・参加しやすい事業となっている。 ・コワーキングスペースの実績 会員数（R8.3.31時点）： 31 名 ・R8.2.12人の動きを知ろう！行動経済学セミナー：参加者 21名 ・R8.2.13仕事の質が上がるメモカセミナー：参加者 20名 コワーキング会員が増加するとともに、コワーキングスペースでのイベントの実施により、市内の創業及び商工業のイノベーションの機運を高めることにつながっていると考えられる。	2,700	A	芦屋市商工会にて創業塾を開催し、起業を目指す方々の支援を行う。また、芦屋市商工会館コワーキングスペースでの交流会やイベント等を含めた事業運営委託を行い、芦屋市内での創業及び商工業のイノベーションの機運を高めるため、創業・経営、継続、事業継承、交流による新事業創設等の支援及びコワーキング会員同士の交流を促す。	2,700				地域経済振興課
			36	女性活躍推進事業（各種講座等）、芦屋リジューム事業、女性のためのステップ相談事業の実施により、就労・起業・地域活動等での活躍を希望する女性への継続的な支援を行う。また、関係機関・団体と連携した事業、取組を行う。	11,220	女性のための起業支援や就労支援、ご夫婦でも参加できる時短家事（楽しく家事・育児分担を学ぶ）講座、男性の家事・育児への関わりを増やすための講座など幅広いテーマで女性活躍推進事業を13企画、実施した。また、芦屋リジューム事業を引き続き実施し、活躍を望む女性が新たな一歩を踏み出す勇氣やきっかけづくりとなる支援を行った。女性のためのステップ相談の件数は28件で、昨年度の21件からは増加し、就労・起業につなげるための情報提供等を行い、参加者の満足度は高かった。	11,233	A	女性活躍推進事業（各種講座等）、芦屋リジューム事業、女性のためのステップ相談事業の実施により、就労・起業・地域活動等での活躍を希望する女性に対して継続して支援を行う。また、関係機関・団体と連携した事業、取組を行う。	11,336				人権・男女共生課 （女性活躍支援）
		②性別役割の 偏り解消のための 取組	37	様々な機会を捉えて、市附属機関等における女性委員割合の目標「40%以上60%以下」を庁内各課に周知するとともに、引き続き達成できていない附属機関等については、その所管課に女性委員割合を増やすための具体的な取組例を伝えるなどして目標達成に努める。	－	市附属機関等における女性委員割合は令和7年4月1日現在40.8%で、昨年度の39.5%より上昇し、初めて目標の「40%以上60%以下」となった。庁内の電子掲示板で女性委員割合の目標と、女性委員割合を増やすための取組例について繰り返し周知したほか、目標を達成できていない附属機関所管課の委員委嘱決裁時には、目標を達成できなかった理由と今後の取組についての記載を求めたことによる成果かもしれない。	－	A	様々な機会を捉えて、市附属機関等における女性委員割合の目標「40%以上60%以下」を庁内各課に周知するとともに、引き続き達成できていない附属機関等については、その所管課に女性委員割合を増やすための具体的な取組例を伝えるなどして、それぞれの附属機関等で目標が達成されるよう努める。	－				人権・男女共生課 （女性活躍支援）
			38	教員の管理職登用試験の受験奨励と推薦を行うことで、女性教職員の管理職登用に取り組む。	－	市内小中学校11校や教育委員会事務局において、女性管理職を目指す後押しをすることで、女性管理職登用に努めた。	－	A	教員の管理職登用試験の受験奨励と推薦を行うことで、女性教職員の管理職登用に取り組む。	－				教職員課
			39	子育てやワーク・ライフ・バランス、男女共同参画の推進に向けた意識改革を図り、子育てしやすい職場環境・サポート体制の実現を目指す。	－	年次有給休暇の取得について掲示板で周知するなど、より活用しやすい運用にした。市課長級以上の管理職（部長級以上・課長級以上）に占める女性職員の割合 課長級以上 37.2% 部長級以上 50.0%	－	A	子育てやワーク・ライフ・バランス、男女共同参画の推進に向けた意識改革を図り、子育てしやすい職場環境・サポート体制の実現を目指す。	－				人事課

基本目標3	施策の方向性 (2)	主な取組	No.	令和7年度				評価	令和8年度				評価	所管課
				【事業実施目標】	予算 (千円)	【取組実績・評価理由】	決算 (千円)		【事業実施目標】	予算 (千円)	【取組実績・評価理由】	決算 (千円)		
女性の活躍と ワーク・ライフ・ バランスの推進	ワーク・ライフ・ バランス実現の ための支援	①子育て・介護等 の支援	40	市内5か所の高齢者総合相談窓口において、介護に関する相談を受け、本人・家族の支援を行う。	131,800	令和6年10月より新たな高齢者総合相談窓口を設置し、市内5か所の相談窓口にて、介護に関する相談を受け、本人・家族の支援を行った。	131,783	A	市内5か所の高齢者総合相談窓口において、介護に関する相談を受け、本人・家族の支援を行う。	138,040				高齢介護課
			41	子育てアプリを活用して、情報を随時発信できるように、他部署から広く記事を募集し、未就学児対象のイベント情報や講座、説明会等の開催情報を随時配信し、子育て家庭に有意義な情報の提供に努める。	660	子育てアプリについて、保護者にリーフレットを配布する等の周知活動を行った。また、定期的に庁内掲示板にて他部署の掲載記事を募集するなど活用を図った。 ・子育てアプリ投稿件数 R7（お知らせ76件、イベント2,620件）	660	A	子育てアプリを活用して、情報を随時発信できるように、他部署から広く記事を募集し、未就学児対象のイベント情報や講座、説明会等の開催情報を随時配信し、子育て家庭に有意義な情報の提供に努める。	660				こども政策課
			42	延長保育事業や病児保育事業を引き続き実施し、子育てしながら働ける環境を充実させる。また、周知方法や利便性の向上等について、継続的に検討を行う。	37,812	通常保育の利用者に対し、通常の保育時間を超えて延長して保育を行った。病気や病氣回復期のこどもで、保護者が保育できない際に、保育施設等でこどもを預かった。 また、ホームページの改善など周知及び利便性の向上を行い、両事業とも特に問題なく事業を実施できた。	30,502	A	延長保育事業や病児保育事業を引き続き実施し、子育てしながら働ける環境を充実させる。また、周知方法や利便性の向上等について、継続的に検討を行う。	38,070				ほいく課
			43	プレおや教室、育児相談、乳幼児健診等の機会を活用して、子育て支援に取り組む。	98,013	プレおや教室 沐浴クラス127人 出産準備クラス112人 育児相談 延735人 4か月児健康診査 97.1% 10か月児健康診査 91.8% 1歳6か月児健康診査 99.6% 3歳児健康診査 93.2%	81,985	A	プレおや教室、育児相談、乳幼児健診等の機会を活用して、子育て支援に取り組む。	99,446				こども家庭・ 保健センター
			44	放課後児童クラブについては、小学校8校および幼稚園1園（全20学級）で通年実施する。そのうち、宮川小学校、宮川幼稚園、山手小学校、岩園小学校、浜風小学校の計10学級については、引き続き民間事業者運営を委託する。また、令和7年度に導入した連絡メッセージアプリについては、本格運用を開始する。	489,585	放課後児童クラブについては、小学校8校および幼稚園1園（全20学級）で通年実施した。 宮川小学校、宮川幼稚園、山手小学校、岩園小学校、浜風小学校の10学級の運営は引き続き民間事業者に委託した。 連絡メッセージアプリを使って、児童の入退室管理や保護者連絡等の運用を開始した。 お盆期間の開級を試行実施した。 登録児童数849人（R7.4.1時点）	410,244	A	放課後児童クラブについては、小学校8校および幼稚園1園（全20学級）で通年実施する。そのうち、宮川小学校、宮川幼稚園、山手小学校、岩園小学校、浜風小学校の計10学級については、引き続き民間事業者運営を委託する。	503,685				青少年育成課
			45	家族で参加しやすい土曜・日曜に、子育て世代を対象とした講座・事業を4企画以上実施することにより、ワーク・ライフ・バランス実現につなげるよう努める。	346	子育て世代を対象とした親子向けの工作講座、乳幼児を持つ父親同士の交流を促す事業等、8企画16回を土曜日に実施し、計307人（こども同伴の講座はこどもの人数を含む）の参加があった。また父親を対象とした事業を多く企画・実施したことで男性の参加者は101人だった。男女共同参画センターの事業関連図書の利用や他の講座について案内したほか、各事業によって性別に関わりなくワーク・ライフ・バランスの推進について周知に努めた。	324	A	家族で参加しやすい土曜・日曜に、子育て世代を対象とした講座・事業を4企画以上実施することにより、ワーク・ライフ・バランス実現につなげるよう努める。	346				人権・男女共生課 (女性活躍支援)
		【重点取組】 ②男性の家庭生活での活躍推進	46	男性の積極的な家事・育児参画の促進を目的とした講座・事業を3企画以上実施する。	346	男性の積極的な家事・育児参画の促進を目的とした、こどもを持つ父親を対象とした講座・事業を8企画16回実施した。アンケート結果からも、講座内容への満足度がいずれも高く、継続的に事業に参加する父親同士の交流も促すことができた。	324	A	男性の積極的な家事・育児参画の促進を目的とした講座・事業を4企画以上実施する。	346				人権・男女共生課 (女性活躍支援)

基本目標3	施策の方向性 (2)	主な取組	No.	令和7年度				評価	令和8年度				評価	所管課
				【事業実施目標】	予算 (千円)	【取組実績・評価理由】	決算 (千円)		【事業実施目標】	予算 (千円)	【取組実績・評価理由】	決算 (千円)		
女性の活躍と ワーク・ライフ・ バランスの推進	ワーク・ライフ・ バランス実現の ための支援	③働き方改革の 推進	47	一般職員向けに働き方改革研修を実施するとともに、庁内で使えるデジタルツールに関する研修等を開催し、働き方改革の推進を行う。	—	●働き方改革研修（職員の基礎スキル向上研修）3回実施 参加者：延べ15名 若手職員を中心に、業務改善に必要なスキルを身につけるための人材育成を行った。 ●生成AI活用研修会 1回開催 参加者：55名 生成AIの基礎知識習得と適切な活用方法を身につけるための人材育成を行った。	—	A	デジタルツールの活用事例や効果的な利用方法について庁内への発信を行うとともに、生成AIに関する研修を実施することで、職員のデジタルリテラシーの向上を図り、働き方改革を推進する。	—				D X 行革推進課
			48	職員へのハラスメント等の防止に関する教育・啓発のため、リーフレットの内容をより多くの職員に見てもらえるよう工夫し、電子掲示板やLOGOフォーム等を活用して職員の知識の定着を図ると共に、研修等を通じて更なる相談窓口の周知に取り組む。	2,332	職員へのハラスメント防止に向け、リーフレット配布やポスター掲示、全職員研修を実施し、部長級以上にはグループワーク形式を取り入れた。ハラスメント実態把握調査ではリーフレット認知度が約7割弱、研修受講率は約9割弱を占めている。	1,256	B	リーフレットをより多くの職員に閲覧してもらうための工夫を講じるとともに、電子掲示板やLOGOフォームを活用した理解度確認の取組を実施し、職員への周知徹底を図る。さらに、課長級以下にもグループワーク形式の研修を取り入れ、ハラスメント防止に向けた取組の一層の充実を図る。	2,220				法務 コンプライアンス課
			49	配偶者の妊娠が判明した男性職員に対して、所属長と当該職員に対して、育児に関する休暇・休業の制度周知を行い、男性職員が育児休業等を取得しやすい機運を醸成し、休暇・休業の取得を促進する。	—	働き方改革研修の受講を通じて、働きやすい職場づくりを行うことで、職場内のコミュニケーションの活性化を図り、男性職員の育児に関する休暇・休業の取得を促進した。 ・出産補助休暇 95.8% 23人/24人中 ・育児参加休暇 83.3% 20人/24人中 ・育児休業 70.8% 17人/24人中	—	A	配偶者の妊娠が判明した男性職員に対して、所属長と当該職員に対して、育児に関する休暇・休業の制度周知を行い、男性職員が育児休業等を取得しやすい機運を醸成し、休暇・休業の取得を促進する。	—				人事課
			50	フレックスタイム制度や在宅ワーク等の多様な働き方の提案・促進を商工会等と連携し、実施する。	20	【取組実績】 ・チラシを作成し、市窓口・商工会窓口にて配架及び市HPへの掲載を行い情報提供を実施 ・令和7年11月5日「ワーク・ライフ・バランスシンポジウム～人材確保と地元企業の戦略的な取組～」を芦屋市、尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町、兵庫県、各市商工会等の共催で実施。企業の人事担当者、厚生担当者、中小企業者などを中心に113人の参加があった。 【評価理由】 昨年に引き続きチラシで社会情勢や多様な主体に向けた啓発資料を作成、配布することができた。 また、ワーク・ライフ・バランスセミナーでは、実務担当者へ情報発信することができ、効果的であったと考える。	1	A	フレックスタイム制度や在宅ワーク等の多様な働き方の提案・促進を商工会等と連携し、実施する。	24				地域経済振興課
			51	市の管理職を対象に、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働きやすい職場環境づくりや、職員の育児・介護等に関する休暇取得の推進などを進めていく上で有効なスキルシェアについて学べる研修を人事課と共催で実施する。 企業向けには芦屋市商工会・県立男女共同参画センターと共催で、働き方改革の推進をテーマとしたセミナーを実施する。	28	市の管理職を対象に、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働きやすい職場環境づくりや、職員の育児・介護等に関する休暇取得の推進などを進めていく上で有効なスキルシェアについて学べる研修を人事課と共催で実施した。参加人数：22人 企業向けセミナーは芦屋市商工会・県立男女共同参画センター・市地域経済振興課と共催で、働き方改革の推進をテーマとした「誰もが働きやすい職場づくりのために」を、少しでも多くの方に参加いただけるよう会場とオンラインでのハイブリッド形式で実施した。参加人数：会場6人、オンライン10人	26	A	市職員を対象に、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働きやすい職場環境づくりや、職員の育児・介護等に関する休暇取得の推進などを目的とした研修を人事課と共催で実施する。 企業向けには芦屋市商工会・県立男女共同参画センターと共催で、働き方改革の推進をテーマとしたセミナーを実施する。	28				人権・男女共生課 (女性活躍支援)

第5次男女共同参画行動計画ウィザース・プラン 数値目標実績(計画P.20)

基本 目標	施策の 方向性	主な取組	項 目	計画策定時 (令和3年度)	実 績 (令和7年度)	目 標 (令和9年度)	所管課
1	(1)	①男女共同参画センターを中心とした取組	講座参加人数	426人	675	500人	人権・男女共生課
		②防災・減災への取組	啓発実施回数	—	年4回	年3回以上	人権・男女共生課 防災安全課
	(2)	①市職員の意識醸成 【重点取組】	研修参加人数	88人	174人	130人	人権・男女共生課 人事課
		②多様な選択を可能とする 学校園等での学習機会 の提供	啓発実施回数	年1回	年5回	年3回以上	人権・男女共生課 学校支援課
2	(1)	①年齢に応じた性教育の 充実	啓発実施回数	—	年3回	年3回以上	人権・男女共生課 学校支援課
		②ライフステージに応じ た健康づくり	啓発実施回数	年2回	年7回	年3回以上	人権・男女共生課 こども家庭・保健センタース スポーツ推進課
		③悩み相談事業	女性相談認知度	9.1% (市民意識調査)	—	30%以上 (市民意識調査)	人権・男女共生課
	(2)	①DV被害者支援	DV相談室の認知度	7.3% (市民意識調査)	—	30%以上 (市民意識調査)	人権・男女共生課
		②DVと性暴力防止のため の取組【重点取組】	予防啓発・講座・研修実施 回数	市職員 2回 市民・若年層 1回	市職員 5回 市民・若年層 10回	年3回以上 年2回以上	人権・男女共生課 学校支援課
3	(1)	①女性が望む活躍への 支援	女性のためのステップ相 談件数	25人	28人	50人	人権・男女共生課
		②性別役割の偏り解消 のための取組	市附属機関等における女 性委員の割合	35.4%	40.8% (4月1日時点)	40%以上 60%以下	人権・男女共生課 附属機関所管課
			市課長級以上の管理職に 占める女性職員の割合	課長級以上 33.3% 部長級以上 9.1%	課長級以上 37.2% 部長級以上 50.0%	40%以上 15%以上	人事課
	(2)	①子育て・介護等の支援	待機児童数	160人	68人	0人	ほいく課
		②男性の家庭生活での 活躍推進【重点取組】	男性向けの啓発実施回数	—	年16回(8企画)	年12回以上	人権・男女共生課
		③働き方改革の推進	市男性職員の育児に関す る休暇取得率	出産補助休暇 71.4% 育児参加休暇 38.1% 育児休業 18.2%	出産補助休暇 95.8% 育児参加休暇 83.3% 育児休業 70.8%	80%以上 50%以上 30%以上	人事課